秋田市告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和４年５月27日

秋田市長　穂　積　　志

１　受託者の所在地および氏名

秋田市川尻若葉町１番５号

一般社団法人　秋田県計量協会

会長　森　　洋

２　委託契約期間

令和４年６月１日から同年12月28日まで